

五月山霊園合葬式墓地のご使用上の注意事項

お申込みに際し、注意事項やよくあるお問い合わせをまとめましたので、合葬式墓地募集のパンフレットとともにご一読ください。

【全体の注意事項】（「埋蔵とは、焼骨を納骨することです。」）

1. 合葬式墓地の使用にあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「五月山霊園使用条例」、「五月山霊園使用条例施行規則」その他関係法令に定められている規定を遵守していただきます。
2. 次の場合には、合葬式墓地の使用許可が取消されます。
 - ・合葬式墓地使用权を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
 - ・合葬式墓地使用权を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められたとき。
 - ・偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。
 - ・上記1の関係各法令の規定に違反したとき。
3. 法要等について、市及び五月山霊園指定管理者では慰霊祭などの祭祀行事は行いませんが、モニュメント前での墓参の際に各自で法要等をされることに対して、特に制限は設けていません。
（各自で法要等を行う場合は、他の墓参者にご迷惑がかからないようお願いいたします。）

【申込に関すること】

Q 1 同一申請者が同時に複数の申込をする場合、住民票もそれぞれ必要か。

A 1 申請者の住民票は1通で可能です。

Q 2 改葬（別の墓地から焼骨を移すこと）での申込をする場合、改葬許可証の氏名が「〇〇家先祖代々」や住所等が「不詳」といった内容の場合でも申込可能か。

A 2 「先祖代々」名の改葬許可証等はお受けできません。

Q 3 埋火葬許可証、改葬許可証等があれば、納骨はすぐにできるのか。

A 3 合葬式墓地の使用申請を行い、入金確認後使用許可証が発行されてから納骨が可能となります。

【埋蔵に関すること】

Q 4 家族及び親族が埋蔵できるのか。

A 4 五月山霊園指定管理者で埋蔵を行うため、家族等による埋蔵はできません。

Q 5 納骨袋の扱いについて詳しく知りたい。

A 5 使用許可証と納骨袋（59 cm×31 cm）を一緒に送付します。故人様の生前の氏名を納骨袋に記入していただき、自宅等で焼骨を納骨袋に移し、埋蔵日当日、現地にお持ちください。

※骨壺はお預かりすることはできません。ご自身で処分してください。

Q 6 2体の焼骨を1つの納骨袋に入れて埋蔵することは可能か。

A 6 使用料は2体分となりますが可能です。

Q 7 合葬式墓地から改葬（別の墓地へ焼骨を移すこと）したいが可能か。

A 7 共同の合葬室へ埋蔵しているためできません。

Q 8 ペットの遺骨を埋蔵できるか。

A 8 できません。

【記名板に関すること】

Q 9 記名板に「〇〇家」と表記できるのか。あるいは希望の言葉を入れることはできるか。

A 9 規定以外の表示はできません。規定の刻字内容は以下の3種類のみです。

(1) 氏名のみ

(2) 氏名、生年月日、没年月日（西暦）

(3) 氏名、没年月日（和暦）、享年

詳しくはパンフレットをご確認ください。

Q 10 記名板への戒名表記は可能か。

A 10 できません。住民票にある生前の氏名を刻字します。

Q 11 記名板は希望の場所へ設置してもらえるか。

A 11 できません。完成順となります。

Q 12 記名板は自分で設置するのか。

A 12 五月山霊園指定管理者が設置します。

【その他】

Q13 使用許可証を紛失した。

A13 五月山霊園使用許可証紛失届を提出してください。使用許可証を再交付します。
(再交付は無料です) 手続きには、申請者の住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)が必要です。なお、既に埋蔵されている場合は、使用許可証は特に必要ありません。

Q14 申請者の住所、氏名等が変わった。

A14 記載事項変更届を提出してください。使用許可証を再交付します。手続きには以下のものが必要です。なお、既に埋蔵されている場合は、使用許可証は特に必要ありません。

- ・五月山霊園合葬式墓地使用許可証
- ・変更の分かる官公署発行の身分証明書(マイナンバーカード、免許証など)又は住民票の写し

Q15 生前申込みをしているが、主宰者を変更したい。(若しくは主宰者の住所、氏名等が変わった。)

A15 記載事項変更届を提出してください。使用許可証を再交付します。手続きには以下のものが必要です。なお、既に埋蔵されている場合は、使用許可証は特に必要ありません。

- ・五月山霊園合葬式墓地使用許可証
- ・変更の分かる官公署発行の身分証明書(マイナンバーカード、免許証など)

Q16 主宰者に弁護士事務所や介護施設などを指名することはできるか。

A16 主宰者として法人や事務所等を指名することはできません。

Q17 天涯孤独で主宰者になる友人等もない。市を主宰者に指名することはできるか。

A17 できません。必ず個人の方をご指名ください。

Q18 合葬式墓地を使用しなくなった。

A18 合葬室使用料の返金はできません。(記名板使用料も同様)

Q19 生前の申し込みは可能か。

A19 可能です。

Q20 宗教が違うが申し込みは可能か。

A20 宗旨・宗派は問いません。

Q21 内縁関係で相手が亡くなりました。相手の埋蔵を申請することは可能か。

A21 住民票の続柄で「未届けの妻(夫)」であることや、パートナーシップ協定の証明等、公的な証明があれば可能です。ただし、合葬式墓地については、使用申請後の取消による返金はありません。また、埋蔵後の焼骨の返還もできません。お相手の親族とよく話し合い、承諾を得てお申込みください。

Q22 夫婦で生前予約したい。互いに主宰者に指名することは可能か。

A22 可能です。ただし、どちらかがお亡くなりになられた時には、必ず五月山霊園指定管理者へ、ご存命の方の主宰者を変更してください。主宰者の変更がない場合は、埋蔵できなくなる可能性があります。